

2023年度「事業者提案型持続可能な地域づくり事業」募集要領

一般社団法人森の京都地域振興社（以下「森の京都DMO」という。）では、事業者提案型持続可能な地域づくり事業に取り組むこととしており、この実証に協力いただける事業実施者を募集します。

1 目的

森の京都DMOは、「観光地域づくり法人」として、観光を入り口とした交流・中長期滞在や移住・定住等、地域課題の解決に向けた取組を進めており、その一環として、森の京都エリアの持続可能な地域づくり活動を応援するため、地域課題を解決する実証事業を起業家や地域団体等から募集するものです。

2 事業の内容

- ・「観光振興」、「人口減少」、「移住・定住」、「2次交通の不足」などの地域課題からテーマを選択し、課題解決に向けた実証事業を行います。
- ・本事業は補助金の類ではなく、森の京都DMOにおける調査事業の一環として行うものであり、森の京都DMOによりこの調査に要する経費を負担するものです。
- ・本事業では、ビジネスの手法を用いて地域課題の解決に取り組む事業の創出を目指す『事業（収益）創造タイプ』と、地域における交流の促進を主眼とした『地域振興タイプ』の2種類の事業タイプから選択して応募してください。それぞれのタイプともに、2023年度の採択事業終了後も本実証事業の成果を活用し、自ら地域課題の解決に向けた事業を展開することを求めます。
- ・経費の具体的な用途および金額については、事業採択後に森の京都DMOと調整を行ったうえで決定となります。
- ・森の京都DMOにより支弁する経費の規模については、1事業あたり事業（収益）創造タイプは上限100万円、地域振興タイプは上限30万円とします。

3 応募タイプ詳細

- ・『事業（収益）創造タイプ』とは、本事業を契機として地域課題解決に寄与する活動をビジネスベースで持続させるモデルを構築することを目指す方向けのタイプです。収益構造や数値目標等について具体的に検討することを主眼とします。
- ・『地域振興タイプ』とは、地域課題を解決するための交流事業や活動をはじめようとする際の費用を本事業費で行い、今後の活動への道筋をつけようとする方向けのタイプです。本事業による収益化は必須ではなく、地域における交流

事業や活動を今後自立的に進めることを主眼とするものです。

4 応募資格

- ・森の京都エリア（亀岡市、南丹市、京丹波町、福知山市、綾部市、京都市京北）に所在する法人、団体及び事業者。（連合体可。この場合は、実施主体が森の京都エリアに所在すること）
- ・2024年1月31日（水）までに事業が完了すること。

5 応募から事業実施の流れ

- （1）必要書類をメールで提出（締切：6月29日木曜13時必着）
- （2）提案内容について森の京都DMOにて直接詳細な聞き取りを実施
- （3）採択事業決定（7月下旬頃予定）
- （4）事業実施（採択決定から2024年1月末まで）
- （5）事業報告資料の提出（事業終了後10日以内）
- （6）事業実施報告会の開催（2024年3月予定）
- （7）事業経費支出（2024年3月末頃）

6 応募必要書類

提出書類名	部数	内容等	備考
① 事業提案書	1	選択した地域課題のテーマ、事業概要、事業スケジュールを必ず記載すること。 2024年以降の事業計画も記載すること。	別添様式に記載のこと (別途資料添付可)
② 経費見積書	1	積算根拠を明確にして、作成すること。	様式任意 (参考様式有り)
③ 事業モデル図	1	収益構造などについて明確にすること。 事業（収益）創造タイプの応募者は必須。	様式任意
④ 組織概要	1	会社・組織案内等（パンフレット・資料等）	様式任意
⑤ 誓約書	1	反社会的勢力排除に関する誓約書	別添様式に記載のこと

7 対象経費

1 事業あたりの上限額（税込）は、事業（収益）創造タイプ100万円、地域振興タイプ30万円。（対象経費等により上限額を定めるため、採択後提案者に上限額を通知する。）

※対象経費は概ね次のようなもの。

区分	細目及び説明
需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費、燃料費など。
役務費	通信運搬費、広告料など。
委託料	事業実施に係る費用（内容及び費用の内訳を明示すること。）
使用料及び賃借料	会場借上料、物品等の賃貸・リース・レンタルに係る費用など。
備品購入費	当該事業に継続して使用するものに係る費用。

また、以下に該当する経費は原則として対象外。

- ・食糧費に該当するもの。
- ・個人給付に該当する又は類するもの。（記念品、景品等）
- ・提案者及び不特定多数の事業参加者に対する謝金、交通費など。
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの。
- ・提案者等の所有物の修繕等に対する経費。
- ・その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された経費。

8 選定基準

選定にあたっては、以下の基準などから審査。

① 事業の趣旨に対する理解度	提案事業が本事業の趣旨を理解した内容であるか。
② 地域に対する理解度	森の京都エリアの現状や地域課題を把握できているか。
③ 事業の具体性	地域課題の解決に向け、具体的な方法で取り組んでいるか。
④ 事業の持続可能性	地域課題の解決に向け、今後の持続的な事業展開や地域を巻き込んだ発展の可能性が見込めるか。
⑤ 事業の実現可能性	事業内容、運営体制、資金計画が現実的で、事業を実現できる可能性が高いか。

9 採択数

数件程度

10 事業報告資料

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書
- ・経費明細書
- ・2024年度以降の活動プラン・事業モデル図（本事業を経た上で、地域課題の克

服に向けてさらにどのように活動を行っていくのか、どのような地域の将来像を目指すのかなどについて図などを用いて記載すること。ただし、『事業（収益）創造タイプ』については、本事業による経費措置が終了した後の事業計画について詳細に検討し、マーケティングの手法等を活用し事業の分析とモデル構築を行うことを求めます）

- ・経費支出を証明する書類（領収書や振込証書のコピー等）
それぞれ紙1部及び電子データで事業完了日から10日以内に提出。様式等については、採択者に別途お知らせします。

11 報告会

- ・2024年3月に事業報告会を開催予定です。
- ・本事業内で実施した内容と、本事業終了後に予定する活動についてのプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・日程は別途調整の上決定しますが、採択者には必ず出席を求めます。

12 留意事項

- (1) 提案者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。
- (2) 事業採択後に事業内容について変更が必要になる場合は、必ず事前に森の京都DMOと打合せを行い、承認を得ること。
- (3) 提案者は、この業務により知ることのできた個人情報及び機密情報を他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約を解除された後においても、同様とする。
- (4) 提案者は本事業に係るすべての書類、またその内容について、発注者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。
- (5) 提案者は、本件業務を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ発注者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (6) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、提案者と協議して決定するものとする。
- (7) 提案事業について、府、国、市町村その他団体が実施する補助金、交付金、給付金等の交付の対象となっているものは対象となりません。

13 問い合わせ・提出先

〒621-0804 京都府亀岡市追分町谷筋25-30

一般社団法人 森の京都地域振興社（森の京都DMO） 担当：塚脇

電話：0771-22-9800（平日 9：00～17：00） メール：jigyoubu@morinokyoto.jp